

規 則

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十四号

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県庁舎管理規則（昭和四十二年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表中

「草加保健所及び越谷児童相談所草加支所の庁舎

草加保健所長

を

「草加児童相談所及び草加保健所の庁舎

草加児童相談所長

に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。